

平成22年度「規制緩和要望」一覧
 (内閣府「国民の声」への提案)

(22.10.13提出)

項 目	概 要
I. 中小企業金融の円滑化、報告の一元化等の観点からの要望	
1. 動産譲渡登記等を取扱う法務局の複数化【継続】	<p>【要望】動産・債権譲渡担保融資推進の観点から、動産譲渡登記等の指定取扱法務局を複数化し、各都道府県の法務局での申請を可能とされたい。本登記制度等については、法制審議会関係部会において検討が行われるとのことであり、本要望も前向きに検討いただきたい。</p> <p>【理由】現在、動産譲渡登記および債権譲渡登記の指定取扱法務局は、東京法務局に限定されているため、登記完了までに時間を要し、申請に不備があった場合に貸出先等との連絡調整が円滑にできなくなっているほか、司法書士への委託費等も負担となっている。</p>
2. 動産譲渡登記の公示性の強化【継続】	<p>【要望】担保目的の動産譲渡登記が、占有改定による先行の譲渡担保に優先するよう、公示性を強化されたい。</p> <p>【理由】動産譲渡登記への優先的効力の付与は、制度の乱用が頻発しかねない等の問題点があるとされているが、一方で担保権設定時に占有改定による先行の譲渡担保権の有無を確認することは困難であり実務上の課題となっている。登記の公示性を高めることにより、動産譲渡登記制度の利用促進が図られれば、地域における中小企業の金融円滑化、活性化にも資すると考えられる。</p>
3. 信用保証協会保証付債権の譲渡に関わる要件の緩和【継続】	<p>【要望】信用保証協会の保証付債権を再生ファンド等に譲渡する際の要件に、「銀行が関係者と合意のうえ作成した再生計画」を追加されたい。</p> <p>【理由】同保証付債権の再生ファンド等への譲渡は一定の要件(注)を満たした場合にのみ認められている。中小企業の場合、銀行主体で作成した計画に基づき再生を行うケースが多く、そのため同保証付債権を再生ファンド等に譲渡することができず、中小企業の再生が迅速に行われたい事例もみられる。要件が緩和されれば民間主導による企業再生が活発化し、中小企業金融円滑化法の趣旨にも沿うものと考えられる。</p> <p>なお、金融機関主導の再生計画について、「債権者として回収の極大化を図る立場と中小企業の再生という利益とが必ずしも一致するとは限らない。」との見方もあるが、例えば、債務者である企業の存続を前提に関係当事者が合意したものであれば、適切性を確保できるものと考えられる。</p> <p>(注) 譲渡が認められる要件：① 整理回収機構が策定を支援した再生計画 ② 中小企業再生支援協議会が策定を支援した再建計画 ③ 有責組合が策定を支援した再建計画 ④ 私的整理ガイドラインに基づき成立した再建計画</p>
4. 保険業法上の構成員契約規制からの銀行の除外【継続】	<p>【要望】規制の撤廃。</p> <p>【理由】本規制は、募集代理店となる企業が自社従業員へ保険販売を行うことを一律に禁止している。これは、過剰な規制であり、従業員からの自発的な申し出等にも対応できないなど顧客利便性を阻害している。また、銀行は監督指針の下、法令遵守に向けた全行的内部管理態勢を構築している。</p>

項 目	概 要
5. 不良債権開示における「リスク管理債権」と「金融再生法開示債権」の一元化【継続】	<p>【要望】不良債権開示については、「金融再生法開示債権」への一元化を図りたい。</p> <p>【理由】リスク管理債権は、米国基準との同等性や時系列での比較可能性といった観点から開示が求められているが、米国一国の基準に拘ることに合理性はないと考えられる。なお、「金融再生法開示債権」の考え方の導入から既に10年以上が経過しており本指標は定着し、時系列での比較可能性も有すると考えられる。一元化により、預金者の理解促進とともに、二重管理に伴う事務の煩雑さが解消される。</p>
6. 銀行法で定める決算公告の有価証券報告書による代用の容認【継続】	<p>【要望】会社法の決算公告の扱いで認めているものと同様に、銀行法で定める決算公告の代替措置として有価証券報告書の利用を認められたい。</p> <p>【理由】有価証券報告書は、決算公告で開示する情報を網羅しており、加えて入手方法も決算公告に比べ多様性に富み、十分その代替措置となり得る。なお、保険業法では、有価証券報告書を提出している場合、保険契約者への情報開示である決算公告は義務付けられていない。</p>
II. 本年6月18日閣議決定により、平成22年度中に検討し、結論を出すとされている項目	
1. コミットメントライン契約適用対象の拡大(みなし利息の適用除外の追加)【継続】	<p>【要望】コミットメントライン契約に係る手数料が利息制限法および出資法上のみなし利息の適用除外となる対象に中小企業を追加されたい。</p> <p>【理由】中小企業としての資金調達手段の多様化にもつながることから中小企業金融の円滑化を図るうえで有効な手法になる。なお、銀行は監督指針の下、法令遵守に向けた全行的な内部管理態勢を構築しており、優越的地位濫用の懸念はないと考えられる。</p>
2. 銀行の保険窓販に係る融資先販売規制の撤廃【継続】	<p>【要望】規制の撤廃。</p> <p>【理由】顧客が自ら来店のうえ保険加入の意思表示をしても、本規制により申込みを謝絶せざるを得ない場合があり、顧客利便性を阻害している。銀行は監督指針の下、法令遵守に向けた全行的な内部管理態勢を構築していることから、この規制を撤廃しても顧客保護等の観点から問題はないと考える。</p>
3. 銀行の保険窓販に係る担当者分離規制の撤廃【継続】	<p>【要望】規制の撤廃。</p> <p>【理由】顧客にとって身近な行員が保険の活用を含めた資産運用に関する総合的な提案ができず、顧客利便性を阻害している。銀行は監督指針の下、法令遵守に向けた全行的な内部管理態勢を構築していることから、規制撤廃をしても顧客保護等の観点から問題はないと考える。</p>
4. 保険業法上の非公開情報保護措置の撤廃【継続】	<p>【要望】規制の撤廃。</p> <p>【理由】銀行以外の代理店(証券会社等)は本規制の対象外であり、公平性を欠くものとする。銀行は監督指針の下、法令遵守に向けた全行的な内部管理態勢を構築し、個人情報の厳格な管理に取り組んでいることから、規制撤廃をしても顧客保護等の観点から問題はないと考える。</p>
5. 決算関係報告書類の見直し【継続】	<p>【要望】重複する報告帳票について見直しをされたい。</p> <p>【理由】銀行監督上求められる決算関係報告書類のうち、連結決算状況表の「主要損益」・「主要勘定」等は、連結業務報告書における報告項目・内容と重複しているので、見直しにより報告事務の簡素化が図られる。</p>

以 上